

収 支 報 告 書

令和7年 5月 1日

堺市議会議長 田淵和夫様

議員氏名

上村太一

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	76,711	76,711	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	462,205	462,205	
広 報 ・ 広 聴 費	119,761	119,761	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,597,343	1,597,343	
支 出 合 計	2,256,020	2,256,020	

令和6年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
広報広聴費	4月1日から 3月31日	市政に関わる報告及び市民からの意見要望を募るため、市政報告の配布、報告会の実施を行った。
資料購入費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究の為、新聞・書籍等を購入しました。
事務・事務所費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究を行うため、堺市堺区において事務所を借り上げました。
調査研究費	4月1日から 3月31日	市政にかかわる調査研究を行うために視察を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月5日	4-1		281	-281	事務用品代	⑨	
4月5日	4-2		1,258	-1,539	事務用品代	⑨	
4月10日	4-3	810,000		808,461	政務活動費受入		
4月30日	4-4		4,277	804,184	資料購入代	⑥	
4月30日	4-5		2,631	801,553	ガソリン代	⑦	
4月30日	4-6		5,267	796,286	電気代	⑨	
4月30日	4-7		1,876	794,410	PC関連代	⑨	
4月30日	4-8		1,584	792,826	adobe使用料	⑨	
4月30日	4-9		1,980	790,846	資料購入代	⑥	
4月30日	4-10		6,059	784,787	通信代	⑨	
4月30日	4-11		5,390	779,397	ホームページ使用料	⑦	
4月30日	4-12		2,500	776,897	資料購入代	⑥	
4月30日	4-13		1,980	774,917	資料購入代	⑥	
4月30日	4-14		208	774,709	one drive使用料	⑨	
4月30日	4-15		88,060	686,649	家賃	⑨	
4月30日	4-16		10,815	675,834	携帯代	⑨	
				675,834			
月計		810,000	134,166				
累計		810,000	134,166	675,834			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名：上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月27日	5-1		4,277	671,557	資料購入代	⑥	
5月27日	5-2		2,702	668,855	ガソリン代	⑦	
5月27日	5-3		5,402	663,453	電気代	⑨	
5月27日	5-4		11,920	651,533	microsoft 使用料	⑨	
5月27日	5-5		1,584	649,949	adobe 使用料	⑨	
5月27日	5-6		1,980	647,969	資料購入代	⑥	
5月27日	5-7		6,016	641,953	通信代	⑨	
5月27日	5-8		5,390	636,563	ホームページ使用料	⑦	
5月27日	5-9		1,650	634,913	資料購入代	⑥	
5月27日	5-10		1,793	633,120	資料購入代	⑥	
5月27日	5-11		208	632,912	one drive使用料	⑨	
5月27日	5-12		2,500	630,412	資料購入代	⑥	
5月27日	5-13		1,980	628,432	資料購入代	⑥	
5月29日	5-14		88,060	540,372	家賃	⑨	
5月29日	5-15		6,125	534,247	資料購入代	⑥	
5月29日	5-16		5,340	528,907	ごみ処理代	⑨	
5月29日	5-17		5,025	523,882	資料購入代	⑥	
5月29日	5-18		19,287	504,595	ホームページ使用料保守費用	⑦	
5月29日	5-19		5,025	499,570	資料購入代	⑥	
5月31日	5-20		11,298	488,272	携帯代	⑨	
月計		0	187,562				
累計		810,000	321,728	488,272			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月4日	6-1		316	487,956	事務用品代	⑨	
6月10日	6-2		16,500	471,456	資料購入代	⑥	
6月27日	6-3		4,277	467,179	資料購入代	⑥	
6月27日	6-4		320	466,859	icloud使用料	⑨	
6月27日	6-5		5,044	461,815	電気代	⑨	
6月27日	6-6		1,584	460,231	adobe使用料	⑨	
6月27日	6-7		2,090	458,141	資料購入代	⑥	
6月27日	6-8		1,870	456,271	資料購入代	⑥	
6月27日	6-9		1,760	454,511	資料購入代	⑥	
6月27日	6-10		1,980	452,531	資料購入代	⑥	
6月27日	6-11		1,210	451,321	資料購入代	⑥	
6月27日	6-12		3,080	448,241	資料購入代	⑥	
6月27日	6-13		210	448,031	資料購入代	⑥	
6月27日	6-14		600	447,431	資料購入代	⑥	
6月27日	6-15		600	446,831	資料購入代	⑥	
6月27日	6-16		510	446,321	調査研究代	①	
6月27日	6-17		1,980	444,341	資料購入代	⑥	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月27日	6-18		16,434	427,907	資料購入代	⑥	
6月27日	6-19		6,047	421,860	通信代	⑨	
6月27日	6-20		5,390	416,470	ホームページ使用料	⑦	
6月27日	6-21		208	416,262	one drive使用料	⑨	
6月27日	6-22		1,980	414,282	資料購入代	⑥	
6月27日	6-23		2,500	411,782	資料購入代	⑥	
6月27日	6-24		2,639	409,143	ガソリン代	⑦	
6月27日	6-25		1,760	407,383	資料購入代	⑥	
6月27日	6-26		1,640	405,843	資料購入代	⑥	
6月27日	6-27		10,120	395,723	PC関連代	⑨	
6月27日	6-28		3,504	392,219	PC関連代	⑨	
6月28日	6-29		88,060	304,159	家賃	⑨	
6月28日	6-30		10,620	293,539	ごみ処理代	⑨	
6月30日	6-31		11,124	282,415	携帯代	⑨	
				282,415			
				282,415			
				282,415			
月計		0	205,857				
累計		810,000	527,585	282,415			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月10日		810,000		1,092,415	政務活動費受入		
7月29日	7-1		4,277	1,088,138	資料購入代	⑥	
7月29日	7-2		554	1,087,584	事務用品代	⑨	
7月29日	7-3		1,072	1,086,512	事務用品代	⑨	
7月29日	7-4		776	1,085,736	事務用品代	⑨	
7月29日	7-5		400	1,085,336	事務用品代	⑨	
7月29日	7-6		2,200	1,083,136	資料購入代	⑥	
7月29日	7-7		371	1,082,765	事務用品代	⑨	
7月29日	7-8		1,320	1,081,445	資料購入代	⑥	
7月29日	7-9		1,430	1,080,015	資料購入代	⑥	
7月29日	7-10		1,430	1,078,585	資料購入代	⑥	
7月29日	7-11		785	1,077,800	資料購入代	⑥	
7月29日	7-12		1,980	1,075,820	資料購入代	⑥	
7月29日	7-13		1,430	1,074,390	資料購入代	⑥	
7月29日	7-14		2,070	1,072,320	資料購入代	⑥	
7月29日	7-15		1,320	1,071,000	資料購入代	⑥	
7月29日	7-16		2,015	1,068,985	資料購入代	⑥	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月29日	7-17		3,701	1,065,284	電気代	⑨	
7月29日	7-18		24,720	1,040,564	大分視察代	①	
7月29日	7-19		1,584	1,038,980	adobe使用料	⑨	
7月29日	7-20		1,980	1,037,000	資料購入代	⑥	
7月29日	7-21		6,314	1,030,686	通信代	⑨	
7月29日	7-22		5,390	1,025,296	ホームページ使用料	⑦	
7月29日	7-23		2,500	1,022,796	資料購入代	⑥	
7月29日	7-24		1,980	1,020,816	資料購入代	⑥	
7月29日	7-25		208	1,020,608	one drive使用料	⑨	
7月29日	7-26		216	1,020,392	事務用品代	⑨	
7月29日	7-27		226	1,020,166	事務用品代	⑨	
7月29日	7-28		319	1,019,847	事務用品代	⑨	
7月29日	7-29		447	1,019,400	事務用品代	⑨	
7月30日	7-30		88,060	931,340	家賃代	⑨	
7月30日	7-31		6,125	925,215	資料購入代	⑥	
7月30日	7-32		2,080	923,135	飲料水代	⑦	
7月31日	7-33		10,960	912,175	携帯代	⑨	
				912,175			
				912,175			
月計		0	180,240				
累計		1,620,000	707,825	912,175			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月21日	8-1		2,033	910,142	大分視察代	①	
8月21日	8-2		370	909,772	大分視察代	①	
8月21日	8-3		333	909,439	大分視察代	①	
8月21日	8-4		1,290	908,149	大分視察代	①	
8月21日	8-5		370	907,779	大分視察代	①	
8月27日	8-6		4,277	903,502	資料購入代	⑥	
8月27日	8-7		7,800	895,702	大分視察代	①	
8月27日	8-8		12,950	882,752	大分視察代	①	
8月27日	8-9		823	881,929	大分視察代	①	
8月27日	8-10		756	881,173	大分視察代	①	
8月27日	8-11		1,504	879,669	大分視察代	①	
8月27日	8-12		4,644	875,025	電気代	⑨	
8月27日	8-13		210	874,815	大分視察代	①	
8月27日	8-14		1,584	873,231	adobe使用料	⑨	
8月27日	8-15		2,422	870,809	ガソリン代	⑦	
8月27日	8-16		19,600	851,209	PC関連代	⑨	
8月27日	8-17		1,980	849,229	資料購入代	⑥	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月27日	8-18		5,920	843,309	通信代	⑨	
8月27日	8-19		5,390	837,919	ホームページ使用料	⑦	
8月27日	8-20		2,500	835,419	資料購入代	⑥	
8月27日	8-21		1,980	833,439	資料購入代	⑥	
8月27日	8-22		208	833,231	one drive使用料	⑨	
8月27日	8-23		559	832,672	事務用品代	⑨	
8月29日	8-24		88,060	744,612	家賃代	⑨	
8月29日	8-25		5,340	739,272	ごみ処理代	⑨	
8月29日	8-26		5,025	734,247	資料購入代	⑥	
8月31日	8-27		11,179	723,068	携帯代	⑨	
				723,068			
				723,068			
				723,068			
				723,068			
				723,068			
				723,068			
				723,068			
月計		0	189,107				
累計		1,620,000	896,932	723,068			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月10日	9-1		16,500	706,568	資料購入代	⑥	
9月27日	9-2		4,277	702,291	資料購入代	⑥	
9月27日	9-3		1,986	700,305	ガソリン代	⑦	
9月27日	9-4		6,984	693,321	電気代	⑨	
9月27日	9-5		1,584	691,737	adobe使用料	⑨	
9月27日	9-6		1,980	689,757	資料購入代	⑥	
9月27日	9-7		6,652	683,105	通信代	⑨	
9月27日	9-8		1,584	681,521	PC関連代	⑨	
9月27日	9-9		23,760	657,761	資料購入代	⑥	
9月27日	9-10		5,390	652,371	ホームページ使用料	⑦	
9月27日	9-11		208	652,163	one drive使用料	⑨	
9月27日	9-12		2,500	649,663	資料購入代	⑥	
9月27日	9-13		1,980	647,683	資料購入代	⑥	
9月30日	9-14		5,340	642,343	ごみ処理代	⑨	
9月30日	9-15		4,255	638,088	資料購入代	⑥	
9月30日	9-16		5,025	633,063	資料購入代	⑥	
9月30日	9-17		88,060	545,003	家賃代	⑨	
9月30日	9-18		11,019	533,984	携帯代	⑨	
月計		0	189,084				
累計		1,620,000	1,086,016	533,984			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月10日		810,000		1,343,984	政務活動費受入		
10月28日	10-1		4,277	1,339,707	資料購入代	⑥	
10月28日	10-2		2,528	1,337,179	ガソリン代	⑦	
10月28日	10-3		4,618	1,332,561	電気代	⑨	
10月28日	10-4		3,636	1,328,925	PC関連代	⑨	
10月28日	10-5		1,584	1,327,341	adobe使用料	⑨	
10月28日	10-6		1,980	1,325,361	資料購入代	⑥	
10月28日	10-7		2,766	1,322,595	ガソリン代	⑦	
10月28日	10-8		6,188	1,316,407	通信代	⑨	
10月28日	10-9		5,390	1,311,017	ホームページ使用料	⑦	
10月28日	10-10		2,500	1,308,517	資料購入代	⑥	
10月28日	10-11		1,980	1,306,537	資料購入代	⑥	
10月28日	10-12		208	1,306,329	one drive使用料	⑨	
10月28日	10-13		2,472	1,303,857	事務用品代	⑨	
10月28日	10-14		1,555	1,302,302	事務用品代	⑨	
10月30日	10-15		88,060	1,214,242	家賃代	⑨	
10月30日	10-16		26,475	1,187,767	資料購入代	⑥	
10月30日	10-17		5,025	1,182,742	資料購入代	⑥	
10月31日	10-18		11,041	1,171,701	携帯代	⑨	
月計		810,000	172,283				
累計		2,430,000	1,258,299	1,171,701			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月27日	11-1		4,277	1,167,424	資料購入代	⑥	
11月27日	11-2		1,053	1,166,371	ホームページ使用料	⑦	
11月27日	11-3		4,578	1,161,793	電気代	⑨	
11月27日	11-4		1,584	1,160,209	adobe使用料	⑨	
11月27日	11-5		1,980	1,158,229	資料購入代	⑥	
11月27日	11-6		6,596	1,151,633	通信代	⑨	
11月27日	11-7		2,317	1,149,316	ガソリン代	⑦	
11月27日	11-8		6,637	1,142,679	事務用品代	⑨	
11月27日	11-9		3,511	1,139,168	事務用品代	⑨	
11月27日	11-10		4,708	1,134,460	事務用品代	⑨	
11月27日	11-11		5,390	1,129,070	ホームページ使用料	⑦	
11月27日	11-12		3,813	1,125,257	事務用品代	⑨	
11月27日	11-13		3,813	1,121,444	事務用品代	⑨	
11月27日	11-14		1,980	1,119,464	資料購入代	⑥	
11月27日	11-15		2,500	1,116,964	資料購入代	⑥	
11月27日	11-16		208	1,116,756	one drive使用料	⑨	
11月30日	11-17		11,180	1,105,576	携帯代	⑨	
月計		0	66,125				
累計		2,430,000	1,324,424	1,105,576			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月10日	12-1		16,500	1,089,076	資料購入代	⑥	
12月10日	12-2		88,060	1,001,016	家賃代	⑨	
12月10日	12-3		5,025	995,991	資料購入代	⑥	
12月10日	12-4		5,340	990,651	ごみ処理代	⑨	
12月27日	12-5		4,277	986,374	資料購入代	⑥	
12月27日	12-6		2,649	983,725	ガソリン代	⑦	
12月27日	12-7		4,817	978,908	電気代	⑨	
12月27日	12-8		9,913	968,995	PC関連代	⑨	
12月27日	12-9		1,584	967,411	Adobe使用料	⑨	
12月27日	12-10		1,980	965,431	資料購入代	⑥	
12月27日	12-11		16,434	948,997	資料購入代	⑥	
12月27日	12-12		6,553	942,444	通信代	⑨	
12月27日	12-13		5,390	937,054	ホームページ使用料	⑦	
12月27日	12-14		2,391	934,663	ガソリン代	⑦	
12月27日	12-15		208	934,455	one drive使用料	⑨	
12月27日	12-16		2,500	931,955	資料購入代	⑥	
12月27日	12-17		1,980	929,975	資料購入代	⑥	
12月27日	12-18		6,125	923,850	資料購入代	⑥	
12月27日	12-19		88,060	835,790	家賃代	⑨	
12月31日	12-20		11,179	824,611	携帯代	⑨	
月計		0	280,965				
累計		2,430,000	1,605,389	824,611			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月10日		810,000		1,634,611	政務活動費受入		
1月27日	1-1		4,277	1,630,334	資料購入代	⑥	
1月27日	1-2		4,285	1,626,049	電気代	⑨	
1月27日	1-3		1,584	1,624,465	adobe使用料	⑨	
1月27日	1-4		23,540	1,600,925	資料購入代	⑥	
1月27日	1-5		4,840	1,596,085	資料購入代	⑥	
1月27日	1-6		318	1,595,767	事務用品代	⑨	
1月27日	1-7		599	1,595,168	事務用品代	⑨	
1月27日	1-8		2,520	1,592,648	事務用品代	⑨	
1月27日	1-9		2,358	1,590,290	事務用品代	⑨	
1月27日	1-10		3,960	1,586,330	資料購入代	⑥	
1月27日	1-11		34,089	1,552,241	資料購入代	⑥	
1月27日	1-12		1,936	1,550,305	資料購入代	⑥	
1月27日	1-13		793	1,549,512	事務用品代	⑨	
1月27日	1-14		443	1,549,069	事務用品代	⑨	
1月27日	1-15		172	1,548,897	事務用品代	⑨	
1月27日	1-16		281	1,548,616	事務用品代	⑨	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月27日	1-17		2,200	1,546,416	資料購入代	⑥	
1月27日	1-18		1,980	1,544,436	資料購入代	⑥	
1月27日	1-19		1,650	1,542,786	資料購入代	⑥	
1月27日	1-20		5,938	1,536,848	通信代	⑨	
1月27日	1-21		2,090	1,534,758	資料購入代	⑥	
1月27日	1-22		2,469	1,532,289	ガソリン代	⑦	
1月27日	1-23		2,970	1,529,319	資料購入代	⑥	
1月27日	1-24		5,390	1,523,929	ホームページ使用料	⑦	
1月27日	1-25		2,500	1,521,429	資料購入代	⑥	
1月27日	1-26		1,980	1,519,449	資料購入代	⑥	
1月27日	1-27		208	1,519,241	one drive使用料	⑨	
1月28日	1-28		5,025	1,514,216	資料購入代	⑥	
1月28日	1-29		88,060	1,426,156	家賃代	⑨	
1月31日	1-30		11,345	1,414,811	携帯代	⑨	
				1,414,811			
				1,414,811			
月計		810,000	219,800				
累計		3,240,000	1,825,189	1,414,811			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月27日	2-1		4,277	1,410,534	資料購入代	⑥	
2月27日	2-2		2,655	1,407,879	ガソリン代	⑦	
2月27日	2-3		5,446	1,402,433	電気代	⑨	
2月27日	2-4		9,900	1,392,533	資料購入代	⑥	
2月27日	2-5		1,584	1,390,949	adobe使用料	⑨	
2月27日	2-6		1,980	1,388,969	資料購入代	⑥	
2月27日	2-7		6,019	1,382,950	通信代	⑨	
2月27日	2-8		5,390	1,377,560	ホームページ使用料	⑦	
2月27日	2-9		7,440	1,370,120	Evernote使用料	⑨	
2月27日	2-10		2,500	1,367,620	資料購入代	⑥	
2月27日	2-11		1,980	1,365,640	資料購入代	⑥	
2月27日	2-12		208	1,365,432	one drive使用料	⑨	
2月27日	2-13		2,506	1,362,926	ガソリン代	⑦	
2月27日	2-14		20,575	1,342,351	高知県視察代	①	
2月27日	2-15		1,414	1,340,937	資料購入代	①	
2月27日	2-16		1,053	1,339,884	資料購入代	①	
2月28日	2-17		88,060	1,251,824	家賃代	⑨	
2月28日	2-18		5,340	1,246,484	ごみ代	⑨	
2月28日	2-19		11,359	1,235,125	携帯代	⑨	
				1,235,125			
				1,235,125			
月計		0	179,686				
累計		3,240,000	2,004,875	1,235,125			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 上村太一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月10日	3-1		16,500	1,218,625	資料購入代	⑥	
3月27日	3-2		4,277	1,214,348	資料購入代	⑥	
3月27日	3-3		5,440	1,208,908	電気代	⑨	
3月27日	3-4		1,584	1,207,324	adobe使用料	⑨	
3月27日	3-5		47,032	1,160,292	PC関連代	⑨	
3月27日	3-6		15,184	1,145,108	事務用品代	⑨	
3月27日	3-7		15,138	1,129,972	PC関連代	⑨	
3月27日	3-8		1,504	1,128,468	事務用品代	⑨	
3月27日	3-9		959	1,127,509	事務用品代	⑨	
3月27日	3-10		2,137	1,125,372	PC関連代	⑨	
3月27日	3-11		1,566	1,123,806	PC関連代	⑨	
3月27日	3-12		1,980	1,121,826	資料購入代	⑥	
3月27日	3-13		6,844	1,115,982	通信代	⑨	
3月27日	3-14		15,920	1,100,062	PC関連代	⑨	
3月27日	3-15		3,620	1,096,442	事務用品代	⑨	
3月27日	3-16		5,390	1,091,052	ホームページ使用料	⑦	
3月27日	3-17		2,500	1,088,552	資料購入代	⑥	
3月27日	3-18		1,980	1,086,572	資料購入代	⑥	
3月27日	3-19		208	1,086,364	one drive使用料	⑨	
3月27日	3-20		88,060	998,304	家賃代	⑨	
3月27日	3-21		3,155	995,149	資料購入代	⑥	
3月31日	3-22		11,169	983,980	携帯代	⑨	
月計		0	251,145				
累計		3,240,000	2,256,020	983,980			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

上 村 太 一

管理責任者 (議員名)	上村太一		
事務所名	上村太一事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町5-7 TEL 072 (255) 0445		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	35.67 m ²	賃借料	月額 110,000 円 (政務活動費充当額 88,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 28.54 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80% ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・80% ☐ その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	振込手数料 75 円含む		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること

事業用建物賃貸借契約書

貸主： 様

借主：上 村 太 一 様



社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部

正会員

事業用建物賃貸借契約書

賃貸人



(以下、甲という) と、

賃借人 上 村 太 一

012-225-0445

(以下、乙という) とは、

次のとおり事業用建物賃貸借契約を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ビル				
所 在 地	堺市堺区新町5-7				
室 番 号	棟 1階 B号室	間 取			
種 類	☐ 店舗・ ☒ 事務所・ ☐ 工場・ ☐ 倉庫・ ☐ その他 ()				
構 造	☐ 木造・ ☒ 鉄骨造・ ☐ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()				
屋 根	☐ 瓦葺・ ☒ 陸屋根・ ☐ スレート葺・ ☐ 鋼板葺・ ☐ その他 ()				
契約対象面積	1階B号室	35.67㎡	備考		
☒ 壁芯		㎡			
☐ 内法		㎡			
	合 計	35.67㎡			
付 属 設 備	ト イ レ	☒ 有・ ☐ 無	☐ 専用 ☒ 共用	☒ 水洗・ ☐ 非水洗・ ☐	
	浴 室	☐ 有・ ☒ 無		冷 蔵	☐ 有・ ☒ 無
	シャワー設備	☐ 有・ ☒ 無		電 庫	☐ 有・ ☒ 無
	給湯設備	☐ 有・ ☒ 無		備 付 家 具	☐ 有・ ☒ 無
	給湯器具	☒ 有・ ☐ 無		有 線 放 送	☐ 有・ ☒ 無
	照明器具	☒ 有・ ☐ 無			☐ 有・ ☒ 無
	ガスコンロ	☒ 有・ ☐ 無			☐ 有・ ☐ 無
付 属 施 設	冷暖房設備	☐ 有・ ☒ 無			☐ 有・ ☐ 無
	駐 車 場	☒ 有・ ☐ 無			☐ 有・ ☐ 無
	駐 輪 場	☐ 有・ ☒ 無			☐ 有・ ☐ 無
	エレベーター	☐ 有・ ☒ 無			☐ 有・ ☐ 無
	物 置 場	☐ 有・ ☒ 無			☐ 有・ ☐ 無
	専用庭園	☐ 有・ ☒ 無			☐ 有・ ☐ 無
	底 面	☐ 有・ ☒ 無			☐ 有・ ☐ 無
所有名義人住所	堺市				
所有名義人氏名	※登記簿記載住所を記入				
備 考	※登記簿記載氏名を記入				

(2) 契約期間

始 期	平成22年11月01日から	2年0ヶ月間
終 期	平成24年10月31日まで	

(3) 使用目的（事業内容を具体的に記入）

後援会事務所として

(4) 保証金

保 証 金	0円	契約満了時の 解約時控除金	0円 消費税 0円
備 考	※スリット制の場合は第4条・第3項のとおりとする		

(5) 賃料等

賃料等の 月額金額	賃 料		88,000円 消費税 円	共 益 費	12,000円 消費税 円
	駐 車 場	自 動 車 (1 台分)	10,000円 消費税 円	町 内 会 費	円
		バ イ ク (台分)	円 消費税 円	有 線 放 送	円 消費税 円
		自 転 車 (台分)	円 消費税 円	ケーブルテレビ	円 消費税 円
そ の 他			円 消費税 円		円 消費税 円
支払期日 支払方法	☒ 上記の賃料等は、毎月27日までに翌月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
	☒ 銀行振込 ・ ☐ 自動引落 ・ ☐ 甲へ持参 ☐ その他 ()				
振 込 先	みずほ銀行		堺支店	預金種目 (☒ 普通・ ☐ 当座・ ☐)	
	フリガナ	キタ タダユキ		口座番号	
	受取人名義	北 忠幸			

<緊急連絡先>

住 所	〒 [] 堺市 []	借主との関係
氏 名	上村 太一	本人

特記事項

- ・水道代は、共益費に含む
- ・湯沸室のガス代については、1FA号室と折半する。
- ・表看板、ドアの宣伝については無償使用とする。

II. 契約条項

(目的及び用途)

- 第 1 条 賃貸人（以下「甲」という）及び賃借人（以下「乙」という）は、標記（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という）について、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を標記（3）に記載する使用目的として以下の条項により締結する。

(契約期間等)

- 第 2 条 契約期間は、標記の通りとする。

ただし、甲は標記契約期間満了の6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に、相手方に対し書面による申出がないときは、当該期間満了の翌日より起算して更に2年間契約は更新されるものとし、以後もこの例により更新することもできる。

(賃料等)

- 第 3 条 賃料並びに共益費等は、標記（5）のとおりとする。

2 乙は、翌月分の賃料並びに共益費等を、毎月27日までに甲方に持参して支払うか、または、甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。但し、振込み手数料は乙の負担とする。

3 契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。

(保証金)

- 第 4 条 乙は、標記（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合、甲は 日以内に前項の乙より受託した保証金より標記の解約控除金を控除した金額を無利息で乙に返還するものとする。但し、乙に賃料等の滞納、損害賠償、その他本契約から生じた債務不履行により債務等がある場合、甲は標記解約控除金とは別途に標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合、甲はその内訳を乙に明示するものとする。

3 前項のほか、甲は乙に対して、保証金を契約期間に応じて下記金額を控除して返還するものとする。

(1) 存続期間が 年未満であった場合

保証金の %（金 円）

(2) 存続期間が 年以上 年未満であった場合

保証金の %（金 円）

(3) 存続期間が 年以上 年未満であった場合

保証金の %（金 円）

4 乙は、契約期間内において、賃料及び、その他の債務等を保証金と相殺することはできないものとする。

5 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、他の債務の担保に供してはならない。

(諸経費の負担)

- 第 5 条 本物件に対する公租公課その他の賦課金を除き、電気、ガス、電話等の料金、その他本物件の使用により生ずる諸経費は、すべて乙の負担とする。

(修理等)

- 第 6 条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造物の維持保全に必要な修理費は甲の負担とする。

2 本物件内のカーペット、クッションフロアーによる修理取り替え費用は乙の負担と

する。

3 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならない。

4 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第 7 条 天災地変、火災、盗難等その他不可抗力により生じた損害について、甲乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第 8 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し、使用しなければならない。

2 乙は自己又は乙の従業者等の故意又は過失により、本物件及び設備等を破損、滅失させ損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(乙の通知義務)

第 9 条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

- (1)乙の商号、代表者、組織に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人の住所、氏名、勤務先に変更が生じたとき。
- (3)乙または連帯保証人が死亡または破産、解散したとき。
- (4)1ヶ月以上、本物件を使用しない場合の不在期間および連絡先。
- (5)出入口の鍵等を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(禁止事項)

第 10 条 乙は、本物件の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

ただし、甲の承諾があればこの限りではない。「この場合、特約事項にその内容を明記するものとする。」

- (1)本物件を標記(3)の使用目的以外に使用すること。
- (2)階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- (3)階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- (4)猛獣、毒蛇等の明かに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- (5)犬、猫その他ペット類を飼育すること。
- (6)本物件の出入口の鍵を無断で変えること。
- (7)銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (8)大型の金庫その他ピアノ等の重量物を搬入し、又は備え付けること。
- (9)配水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。
- (10)大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、楽器等の演奏その他の騒音で近隣に迷惑をかける行為。
- (11)その他、公序良俗に反する行為。

(賃借権の譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、本賃借権を第三者へ譲渡及び転貸をしてはならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、乙の事業の権利の譲渡または貸与等を行い、本物件内で第三者に事業をさせてはならない。

(立入り)

第 12 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認められるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し必要な措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(造作等の変更)

第 13 条 乙が本物件の改造、除去等現状を変更しようとするときは、乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は甲の指定業者または甲の承認を得た業者にこれを施工させなければならない。

2 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去のとき、乙は原状回復して明渡さなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

(1) 第 1 条の使用目的に違反したとき。

(2) 第 3 条の賃料の支払を 1 ヶ月以上滞納したとき。

(3) 第 10 条 (禁止事項) のいずれかに違反したとき。

(4) 第 11 条 (賃借権の譲渡等の禁止) の規定に違反したとき。

(5) 反社会的集団 (暴力団、暴走族、過激な団体等) の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。

(6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

(契約期間内解約)

第 15 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

(契約の終了)

第 16 条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(明渡し)

第 17 条 乙は、本契約が終了する日までに (第 14 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取を請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭の請求をすることはできない。

4 乙の明渡し期日の遅延により甲に損害が発生した場合は、理由の如何に拘わらず乙は損害相当額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 甲及び乙は、第 1 項の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(連帯保証人)

第 18 条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯してその債務を負うものとする。

- 2 乙は連帯保証人が資格要件を欠くに至ったときには、甲に通知し甲の認める他の連帯保証人に変更しなければならない。

〔協議事項〕

第 19 条 本物件を標記 (3) の使用目的以外に使用する場合は、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

〔管轄裁判所〕

第 20 条 本契約についての紛争処理は、甲の住所地を管轄する裁判所においておこなうものとする。

〔特約事項〕

保証金 第 4 条は、 円の為抹消

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名押印の上、各々その一通を保有する。

平成22年10月18日

甲（賃貸人） 住所

堺市

氏名

印

(

)

乙（賃借人） 住所

大阪市

氏名

上村 太一

印

(

)

連帯保証人 住所

芦屋市

氏名

印

(

)

勤務先

印

(

)

乙との関係

仲介業者

免許番号

住所

名称又は商号

代表者氏名

T E L

取引主任者

氏 名

登録番号

④

④

仲介業者

免許番号

住所

名称又は商号

代表者氏名

T E L

取引主任者

氏 名

登録番号

④

④

INFORMATION

すべて	お知らせ	オウンドメディア	プレスリリース	採用
-----	------	----------	---------	----

選挙ドットコムのお知らせ

イチニ株式会社は、政治家向け情報発信ツール「ボネクタ」の利用料金を、2023年1月より改定することをお知らせします。

ここ数年、皆様のご愛顧によって選挙ドットコムサイトへのアクセス数は大きく上昇し、年間約8,000万PV・2,200万ユーザーにご利用いただく事ができました。また、新型コロナの感染拡大に伴うネット選挙への関心の増大等から、ボネクタの契約者数も大幅に増加し、多くの政治家の方にご利用いただいております。

こうしたアクセス数及び利用者の急増に対応するため、サーバの増強やサイバーセキュリティの強化、顧客サポートの強化に取り組んでおります。そのため諸費用が大きく増加し、止むを得ず値上げせざるを得ない状況となりました。

お客様におかれましては誠に恐縮に存じますが、ボネクタの機能向上サービスにも取り組んでまいりますので、なにとぞ事情ご賢察いただき、ご了承くださいますよう伏してお願い申し上げます。

プラン名	現在の価格(月額)	改定後の価格(月額)
国政プラン	10,000円(税込) 11,000円)	12,000円(税込) 13,200円)
首長プラン・都道府県議会プラン・ <u>政令指定都市議会プラン</u>	7,800円(税込) 8,580円)	<u>9,800円(税込)</u> <u>10,780円)</u>
中核市議会プラン・特別区議会プラン	4,800円(税込) 5,280円)	6,800円(税込) 7,480円)
一般市議会プラン	3,900円(税込) 4,290円)	5,400円(税込) 5,940円)
町議会プラン・村議会プラン	2,900円(税込) 3,190円)	3,900円(税込) 4,290円)

※料金改定に際しまして、2022年キャンペーンは終了いたしました

ボネクタ

この記事シェアする

LINEで送る

メールで送る

LINEで送る

一覧に戻る

出張報告書

令和6年8月30日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的 ①亜臨界水処理装置による有機性廃棄物の安全な処理と生成物の利活用について
②大分市中心市街地活性化について

2. 期 間 令和6年 7月 8日(月)～ 令和6年 7月 9日(火)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	7月8日(月)	13:00から	日田市トーヨーマクロ合同会社
②	7月9日(火)	10:00から	大分市役所
③	月 日()	～	
④	月 日()	～	

4. 面談者

①トーヨーマクロ合同会社 代表取締役会長 矢幡保 様 取締役専務 様

営業部長 様

⑤ 大分市商工労働部 商工労政課 課長 様 主査 様 主査 様

株式会社大分まちなか倶楽部 事業部長 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①大分県日田市においてトーヨーマクロ合同会社が行っている『亜臨界水処理装置』による有機性廃棄物の処理について視察を行った。この事業は農林水産省および大分県の資源化推進モデル事業として現在実験を行っている。亜臨界水処理とは、高温・高圧の中で水が液体と気体の中間になることで、圧力容器に入れた有機物を効率的に分解・処理するものである。

亜臨界処理装置は、廃棄物を燃やすのではなく、高温・高圧により生まれる亜臨界水で処理するため、CO₂の排出が大幅に減少し、ダイオキシン類の発生もほとんどなくこれにより環境負荷が低減できるという特徴があります。今回、現場においてこの処理実験を実際に行っていただいた。実験では、多様な廃棄物の処理ができるということで、家庭の生ごみや家畜排せつ物はもちろん、木材、プラスチック、空き缶、使用済みおむつなどさまざまな有機性廃棄物を一緒にいれて処理する実験を見せて頂いた。処理するのには約1時間程度で完了した。これによって出来た茶色い泥の様な生成物が容器からでてきた。今回はいろいろなものを入れての実験となったが、おむつ、プラスチックや空き缶にしても加水分解され原型をととめることなく処理されていた。匂いにしても無臭ではないが、約3時間ほどその現場にいたがマスクが必要とすることなく、匂いで耐えられないということとはなかった。この生成物は、肥料や燃料として再利用できるものとなります。この技術により環境に優しい廃棄物処理方法であり処理後の生成物を有効活用することで、循環型社会の実現にもなるというものであった。この装置に様々な現場から処理の実験の依頼も来ており、例えば鳥インフルエンザの鳥の処理や魚の加工業者からなど様々な依頼がきているようであった。特に鳥インフルエンザの鳥の処理ではこの装置での処理によりウイルスの死滅化させることが出来、その生成物も肥料化できるということであった。このように高温高圧により亜臨界水処理によって、ウイルスの死滅化ができることにより、使用済みのおむつの処理、特に病院から出るものに関しても有効性があると考えられ処理が難しいものでもこの装置を使うことでリサイクルもできることが画期的であると考えられます。実用化には高压容器の大型化の必要や大型ボイラー機械面での懸念などあるが、各処理物専門で行うのなら、実用化も十分できるものであり、焼却場にかわるものであることがわかる視察であった。

②大分市中心市街地活性化について大分市役所において座学を受けた。そして現地も終了後見学した。現在4期となりこれまでの第3期大分市中心市街地活性化基本計画の反省点として、1（空き店舗の増加）大型商業施設の一時閉店や空き店舗の増加が見られ、小売業の年間商品販売額や歩行者通行量が目標に達しなかったこと。2（開業効果の収束）新規開業の効果が一時的であり、持続的な活性化には至らなかったこと。3（市民意識の変化）市民の意識や利用行動に大きな変化が見られず、中心市街地の魅力向上が十分に達成されなかったとしており、これらの点を踏まえ、第4期計画では補っていききたいとされていた。

大分市の中心市街地活性化には、以下のような特徴が大きな要因である。

1. JR 大分駅周辺の大規模再開発が行われ、駅ビルの整備や線路の高架化など、駅周辺の大規模な再開発が行われた。これにより、駅前エリアの利便性と魅力が大幅に向上。
2. 多様な都市機能の集積を行い、商業、業務、文化、居住など多様な機能を中心市街地にコンパクトに集積させることを目指している。そして、高齢者を含む多くの人にとって暮らしやす

い生活空間の実現を目標としている。

3. 歴史的・文化的資源の活用

4. 官民連携の取り組みを行い、市民、事業者、行政が一体となって活性化に取り組んでおり、そこではまちづくり会社を作り、積極的に市街地再開発事業なども行われている。

これらの特徴が相まって、大分市の中心市街地活性化が進められています。駅周辺の大規模再開発を核としつつ、多様な機能の集積や官民連携の取り組みにより、総合的な活性化が図られていた。そして計画的にも長期計画を行うことで大規模プロジェクトについても行うことが出来、特に駅前再開発にはゆうこうであったとうことであった。このように官民連携により長期事業となったおかげで、地価についても上昇しており、反省点についても修正を行いながら、民間が投資しやすい環境を整えることで活性化を目指していることがわかった。

このように一貫性の目標が必要であり、本市においてもこのようなことがまず必要であると考ええる。それにはやはり交通においても止まることなく計画を進めることがひつようである。立ち止まることでは、民間業者もついてこれない状態を作らぬことが今の堺市には必要であると感じた視察であった。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7-18, 8-1, 8-2, 8-3, 8-4, 8-5, 8-7, 8-9, 8-10, 8-11, 8-13
8-8

出張報告書

令和7年2月21日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的
- ① 県と市が共同運営のオーテピア高知図書館の現地視察
 - ② 高知県遠隔教育推進事業の授業参観および質疑応答
 - ③ レベル4での自動運転バスの実車見学
 - ④ 松山市役所でのレベル4自動運転バスのヒアリング

2. 期 間 令和7年2月5日（水）～ 令和7年2月6日（木）

3. 日 程 等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	2月5日（水）	10時～12時	オーテピア高知図書館
②	2月5日（水）	14時～15時半	高知県教育センター
③	2月6日（木）	10時半～12時	高浜駅前から松山観光港間での乗車
④	2月6日（木）	13時半～15時	松山市役所

4. 面談者

- ① オーテピア高知図書館 司書  様
- オーテピア高知声と点字図書館 主査  様

②高知県教育センター

所長 [redacted] 様

次世代型教育推進部

部長 [redacted] 様

チーフ [redacted] 様

指導主事 [redacted] 様

③ 乗車時には面談相手はいませんでした。

④ 松山市 都市政策部 都市・交通計画課

副主幹 [redacted] 様

主任 [redacted] 様

主事 [redacted] 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

オーテピア高知図書館について

①オーテピアは、2018年7月に開館した高知県立図書館と高知市民図書館の複合施設であり、全国的にも珍しい「県市共同運営」のモデルである。特にこの共同運営の体制におけるメリット・デメリット、そして高知市街地における賑わいの創出拠点としての役割について見学をしながら話を伺った。

●施設概要としては、「誰もが使いやすい、知的なにぎわいの拠点」をコンセプトに整備された複合文化施設である。高知県立図書館と高知市民図書館に加え、高知みらい科学館やオーテピア高知声と点字図書館も併設されており、地上5階建て、延床面積は約16,000㎡に及び、年間来館者は100万人を超えている。

●共同運営のメリットとしては、県と市が運営資源（人的・物的・財政的）を共有することで、図書館機能の重複を排除し、効率的な運営が実現している。資料の購入やシステム開発も共同で行われており、コスト削減とサービス水準の向上の両立が図られている。そして、県民・市民の別なく、すべての利用者が一つのカウンターでサービスを受けられる点は、利用者にとって大きな利便性をもたらしている。また、貸出冊数・利用登録などのシステムが統一されており、県内どこからでもアクセス可能な蔵書ネットワークが構築されている。人材的にも県と市の職員が同一施設で協働することで、専門的な知識・経験の共有が可能となっている。特に、児童サービスや障がい者支援など、分野ごとの専門担当者が互いに補完し合うことで、より質の高いサービス提供につながっているということであった。

●共同運営でのデメリットとしては、意思決定のプロセスが複雑化することである。高知県議会、高知市議会の合意が必要となる場面では調整に時間を要することもあり、迅速な対応が難しくなるケースがある。事業計画や予算に関しても、双方の方針が一致しない場合に調整が必要となる可能性がある。

●市街地賑わい拠点としての役割としては重要にして、実際に集客力の高さは実感できるものであった。オーテピアは開館以来、高知市中心部に年間100万人以上の来館者を呼び込む文化拠点となっており、商店街や飲食店など周辺経済への波及効果が大きいということであった。特に、週末には家族連れや学生、高齢者など多世代が集い、図書館の枠を超えた「交流空間」となっている。高知市が進める「中心市街地活性化基本計画」においても、オーテピアは中核的施設として位置づけられており、図書館主催のイベントやワークショップは地域住民と行政・商店街との協働によって企画されることも多く、地域内のつながりや市民参加意識を高めている。JR高知駅から徒歩圏内にあり、路面電車の駅も近接しているなど、利便性の高い立地は、市外・県外からの来訪者にも利用しやすい環境となっている。また、周辺の駐車場整備やバリアフリー対応も進んでおり、ユニバーサルなまちづくりに寄与している点も評価できる。

●オーテピア高知図書館は、行政の縦割りを越えた連携によって生まれた先進的な公共施設であり、地域社会の知的・文化的資源として大きな役割を果たしている。今後堺においても図書館の持つポテンシャルを活かせるようなものを計画する必要があるとあり、都市の賑わい地の拠点整備を望むものとなる。

高知県教育センター遠隔教育推進事業について

●高知県教育センターを訪問し、遠隔教育推進事業の授業参観および担当者との質疑応答を行った。ICT の活用はコロナによって急速に整備された中、高知県における遠隔授業必要性和意義について伺った。

●高知県は、全国的にも中山間地域の比率が高く、学校間の距離が大きいことに加え、人口減少の進行により児童生徒数が減少傾向にある。その上教員の確保も難しく、特に専門性を要する教科（理科・英語・音楽など）では指導人材の配置が困難な地域が存在する。こうした高知県の地域特性の課題に対応するため、遠隔教育の活用は「地域格差を是正し、教育の機会均等を図る手段」として導入されている。この遠隔教育によって、小規模校や先生配置が難しい学校でも、都市部と同様の専門性ある授業を受けることが可能となり、子どもたちの学びの質の向上に資するものとなっている。

●遠隔授業の参観させていただいた。視察時には、県内の遠隔地にある学校と教育センターを接続した授業を見学した。教員は教育センターから授業を行い、遠隔地の教室では大型モニターを用いて双方同じシステム環境での通信が行われていた。児童はカメラ越しに教員と対話をし、資料や映像を共有しながら学習を進めていた。教員側としても当初は使い慣れるまでにいろいろと苦労はあったようだが、次第にそれぞれの先生によるスタイルやスキルが向上していくことにより、一方向的な講義ではなく、リアルタイムの問いかけを通じて児童の発言や反応を引き出す工夫されていた。遠隔だからこそより生徒との距離を縮める方法をとっているように見えた。生徒側も画面越しの先生に対しても自然に手を挙げ、積極的に発言していた。デジタル機器に慣れ親しんでいる世代であることもあり、違和感なく学習に参加している様子が見られた。

●県遠隔授業を定期的を受けている学校と受けていない学校との間で、一定の習熟度の差が縮まっている傾向が確認されている。特に理科や英語といった専門性が高い教科においては、指導者の質の向上が学力向上に寄与することで、環境格差による教育格差の是正に貢献しているようであった。

●今後の課題としては通信環境の整備が絶対的に重要課題であり、安定した通信環境が不可欠である。視察時もすこしタイムラグが発生していたが、これの解消には5G などの高速回線の整備が喫緊の課題となっている。また、災害時や停電時の代替手段の確保も必要である。

●高知県における遠隔教育推進事業は、地理的制約や教員不足といった地方特有の課題に対する、ICT を活用した革新的な取り組みである。視察を通じて、遠隔教育は単なる「代替手段」ではなく、新たな教育の可能性を開くものであることを強く実感した。今後は技術面・人材面の課題を克服しながら、今後堺でも地理的制約はないにしても教員不足や個別最適な学びの上では必要性は増してくるので今後も調査は必要と感じている。

レベル4での自動運転バスについて

●伊予鉄高浜駅から松山観光港までの約1.6キロを全線レベル4自動運転で往復運転を行っている。車両はEVモーターズジャパン製の13名乗りの自動運転バスとなっている。見た目は、センサー、カメラ類多く取り付けられてはいるが普通の小型バスと変わらないものである。

運行時には、運転士も今は乗車しており、自動運転が解除されると手動による運転に変わる。今回、行きの高浜駅からは最初は自動運転であったが、バスの低速運転のため後車がバスに近寄りすぎるとセンサーが反応し、手動へ切り替わってしまった。一度切り替わると、すべて手動にしているのが今の現状であった。今回試乗したが、道路はほぼ直線で人も歩いていないような道路であったが、イレギュラーなことが起こると手動にすぐ変わる点が残念であった。

●松山市では地域交通の課題として、高齢化と人口減少が進み公共交通の需要が変化しているなかで、運転手自体の高齢化による運転手不足が起こっており、サービスの維持が難しくなっており、これらの課題に対処するため、自動運転技術の導入が必要となっている。

今回松山市は、伊予鉄の事業者が特にこの課題解決に真剣に取り組み、事業者自体が主体的に取り組みを行うために市の手助け（国からの補助など金銭面）を行っていた。

●今後自動運転については、まず最も顕著な課題が、公共交通業界における「運転手不足」です。今後公共交通においても運転手の高齢化が進み、若年層の就職希望者が少ないため、運転士の確保が年々困難になっています。その結果、バス路線が縮小・廃止され、住民の移動手段が奪われている現状があり、人が足りなくても公共交通を維持するための新たな交通インフラとして変わっていくものだと考えます。持続可能な交通サービスを進めるためには必要不可欠な事業であると考えます。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

2-14